

# 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る

## 複合リスク緩和手法の開発

### (1) 事業概要

木材の輸出時の防疫手法は臭化メチルくん蒸処理が未だに主流ですが、臭化メチルはモントリオール議定書においてオゾン層破壊物質として指定されており、使用は検疫用途及び不可欠用途に限定されています。今後、国際的な環境意識の一層の高まりによってさらなる使用の制限が進む可能性があり、臭化メチルくん蒸に代わる防疫手法が求められています。現在、国際植物防疫条約（IPPC）では、くん蒸等の薬剤使用の低減が可能となる新たな仕組みとして、木材の国際移動に関するシステムズアプローチに関する議論が進められています。これら国際的な議論や国内におけるシステムズアプローチの構築に向けて、科学的なエビデンスの積み重ねが重要となっています。

また、近年ではクビアカツヤカミキリなど外来害虫の国内への侵入が相次いで確認され、樹木の被害が拡大しています。このため、侵入経路を分析することで、外来病害虫のさらなる侵入を防ぐ管理対策の強化が必要となっています。

そこで、本事業では、木材の国際移動に関するシステムズアプローチの構築に向けた技術開発の推進や木材の輸入時における外来病害虫の侵入を防ぐ管理対策技術の体系化を通じ、安全・安心な木材輸出入の仕組みづくりに貢献します。

### (2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

#### ア 研究開発の具体的内容

木材の国際移動に関するシステムズアプローチの利用に関する国際的な議論や国内におけるシステムズアプローチ構築には、科学的なエビデンスが求められていることから、これに対応するため、国内の病害虫モニタリング手法や病害虫の移動リスク評価手法の開発、及び木材輸出時の検疫措置における臭化メチルの使用を代替する熱処理や代替薬剤の効果の検証を行います。また、外来病害虫の侵入経路の分析に基づき、木材輸入時に外来病害虫を国内に持ち込ませない管理対策技術の体系化を行います。

#### イ 達成目標（最終目標）

令和 10 年度までに、

- ・国内の病害虫モニタリング手法や病害虫の移動リスク評価手法の開発、及び木材輸出時の検疫措置における臭化メチルの使用を代替する熱処理や代替薬剤の効果の検証により、木材の国際移動に関するシステムズアプローチを構築し、その取り組み方をマニュアル化して国内の木材産地に周知します。
- ・木材の輸入に際し、外来病害虫の侵入を防ぐ管理対策技術を体系化し、必要

な措置をマニュアル化し木材輸出入業者等に周知します。

ウ アウトカム目標

- ・国内の樹木病害虫の海外へのまん延防止と木材輸出時における環境負荷の低減に貢献します(木材輸出時の臭化メチル使用量を増大させることなく輸出を拡大し、2030年の林産物の輸出額1,660億円の目標達成に貢献)。
- ・木材輸出拡大により、エリートツリー等の成長に優れた苗木を活用した再造林の促進に貢献します(2030年のエリートツリー活用割合30%の目標達成に貢献)。
- ・外来病害虫の国内へのさらなる侵入の防止に貢献します。

エ 研究実施期間(予定)

令和6年度～令和10年度(5年間)

オ 令和6年度の委託研究経費限度額

80,000千円

〈留意事項〉

- ・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述してください。
- ・外来病害虫の侵入を防ぐ管理対策技術については、木材を輸入する際に輸入相手国へ提示することを目的に開発してください。
- ・木材の輸出入に係る現場の意見を十分に反映した技術とするため、研究グループ(コンソーシアム)若しくは協力機関として、生産現場(森林管理者、伐採業者等)及び木材輸出入業者を加えることとします。
- ・試験や検証を行う場合、その計画において実施規模、場所、体制について明記してください。外来病害虫の国内への侵入経路の分析については、その全体像が明らかになるように、必要な複数地点での研究を実施してください。
- ・システムズアプローチの取り組み方や外来病害虫の侵入防止対策に関するマニュアル等は、利用者が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。また、開発技術の普及に向けた方策を明記してください。
- ・本事業で開発する、木材の国際移動に関するシステムズアプローチの構築に向けた技術や木材の輸入時における外来病害虫の侵入を防ぐ管理対策技術等の研究成果については、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月(令和4年12月改訂)農林水産技術会議決定)に基づき、適切な知的財産マネジメントを行ってください。
- ・国際植物防疫条約(IPPC)の植物検疫措置に関する国際基準『木材の国際移動』の附属書である「木材の国際移動に関するシステムズアプローチ」の審議における議論を把握するとともに、必要なデータの収集、とりまとめを行い、農林水産省と連携をとって研究を遂行してください。

- ・別紙 2－3 のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。  
また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。
- ・本事業の実施期間中は、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」に基づき、環境負荷低減の取組を実践していただきます。

### (3) 委託件数

原則 1 件とします。

### (4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

### 記

- 公募研究課題について  
農林水産技術会議事務局 研究開発官（基礎・基盤、環境）室  
担当者 古家、安富  
TEL：03-6744-2216
- 契約事務について  
大臣官房予算課契約班 担当者 加藤  
TEL：03-6744-7162

「日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発」  
の公募に係る審査基準

審査項目	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: center;">各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）</p>	
研究開発の趣旨	<p>農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の方針と整合し、研究開発の取組が副次的に環境に大きな負荷を与えるものとなっていない点も含め、みどりの食料システム戦略の実現に資するものとなっているか。</p>	<p>A：十分に整合がとれており、みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発の取組となっている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。または、みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発の取組ではない。</p>
研究開発計画	<p>農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。</p>	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	<p>提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れ</p>	<p>A：科学的・技術的に優れている。</p> <p>B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p>

	<p>ているか。</p>	<p>C：やや不十分な点が見受けられる。 D：科学的・技術的に劣っている。</p>
	<p>提案の研究開発内容に実現可能性があるか。</p>	<p>A：十分実現可能性が高い。 B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
<p>研究開発体制・情報管理実施体制</p>	<p>提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む）。</p>	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。 B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力、情報・知財管理体制等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。</p>	<p>A：十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：提案のままでは問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：提案に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
<p>研究開発経費</p>	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとな</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認めら</p>

	っているか。	れる。 B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D：予算配分が明らかに非効率である。
技術の普及可能性	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	A：実現の可能性が十分高いと考えられる。 B：実現の可能性が高いと考えられる。 C：実現の可能性が低いと考えられる。 D：ほとんど実現が見込まれない。

<加算基準>

加算項目	加 算 基 準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
環境負荷低減事業活動の促進等	環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けているか。	<p>コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合</p> <p style="text-align: right;">5点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</li> <li>・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</li> </ul>

<p>スタートアップの推進</p>	<p>コンソーシアムに、設立後概ね10年以内であって、日本に登録されている中小企業者が含まれているか。</p>	<p>含まれている場合 5点</p>
<p>中山間地域における取組</p>	<p>研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。</p>	<p>含まれている場合 5点</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（1）～（3））の法令に基づく認定を受けているか。</p>	<p>（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし 5点 ※1</li> <li>・えるぼし3段階目 4点 ※2</li> <li>・えるぼし2段階目 3点 ※2</li> <li>・えるぼし1段階目 2点 ※2</li> <li>・行動計画 1点 ※3</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定  なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>（2）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定企業 5点※4</li> <li>・くるみん認定企業（令和4</li> </ul>

		<p>年4月1日以降の基準) 3点※5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 3点※6</li> <li>・トライくるみん認定企業 3点※7</li> <li>・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準) 2点※8</li> </ul> <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>(3) 青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定企業 4点</li> </ul>
--	--	---

		<p>※9 各研究機関等が（１）～（３）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高５点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。</p> <p>※10 各研究機関等が（１）～（３）のどれにも該当しない場合は０点とする。</p>
--	--	---